

発議第 1 号

議案第 25 号「流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」に関する附帯決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 31 年 3 月 15 日提出

提出者

流山市議会議員 小田 桐 仙

賛成者

流山市議会議員 植田 和子

〃 徳増 記代子

〃 乾 紳一郎

議案第25号「流山市消防団条例の一部を改正する条例の制定について」に関する附帯決議

常日頃より、市民の生活や財産を守るべく、仕事を持ちながら、昼夜問わず活動し、かつ消防団運営や団員確保に対する関係者のご努力に敬意を表する。

一方、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行及び改正経過、頻発する自然災害、並びに本市における人口増加と都市基盤の構造変化等、消防団の活動はより一層、重要性が増している。

よって、消防団員の定数を改正するにあたり、以下の対応を求める。

記

- 1 定数削減に至る経過を踏まえ、一時的に定数を超える場合でも、希望者は入団させ、活動に参加できるようにすること。
 - 2 消防団員確保に向けた広報活動は弱めることなく、引き続き力を注ぐこと。
 - 3 若手市職員については可能な限り消防団活動への入団を勧めること。
- 以上、決議する。

平成31年3月15日

千葉県流山市議会